

4. 大学院看護学研究科履修規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、関西医科大学大学院学則（以下「学則」という。）に基づき、看護学研究科（以下「研究科」という。）の教育課程及び履修方法等に関して必要な事項を定める。

(履修コース)

第 2 条 博士前期課程に、研究者コース、臨床看護教育者コース及び高度実践看護師コースを設ける。

- 2 前項の各コースを置く領域は、別表 1 に定める。
- 3 博士後期課程の各研究分野に、教育・研究コースを設ける。

(指導教員)

第 3 条 学生の履修、研究及び論文の指導等のための指導教員を置く。

- 2 前条の指導教員は、原則として当該学生が専攻する研究分野の教授を主指導教員とする。ただし、必要があるときは、研究科委員会で認めた教員をもってあてることができる。
- 3 前項の主指導教員に加え、副指導教員を置くことができる。
- 4 主指導教員及び副指導教員は研究科委員会が決定する。
- 5 主指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事情が生じた場合に限り、研究科委員会の議を経て看護学研究科長（以下「研究科長」という。）がこれを認めることがある。

(授業の方法)

第 4 条 授業は、講義、演習若しくは実習のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

(授業時間)

第 5 条 授業時間は、次のとおりとする。ただし、必要に応じ、これを変更して授業を行うことがある。

1 時限	9 : 00～10 : 10	2 時限	10 : 20～11 : 30	3 時限	11 : 40～12 : 50
4 時限	14 : 00～15 : 10	5 時限	15 : 20～16 : 30	6 時限	16 : 40～17 : 50

(授業科目、配当年次及び単位数)

第 6 条 授業科目、配当年次及び単位数は別表 2 に定める。

(単位の計算)

第 7 条 授業科目の単位修得時間は、次の算出方法による。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実習については、30 時間から 45 時間までの授業をもって 1 単位とする。
- (3) 講義、演習又は実習のうち二以上の方法により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項に規定する基準を考慮した授業時間をもって 1 単位とする。

(履修手続)

第 8 条 学生は、履修しようとする授業科目について、主指導教員の指導のもとに、当該年次初めの所定の期日までに履修届を提出するものとする。

- 2 履修届提出後、履修科目の追加及び変更は原則として認めない。ただし、特別の理由があるときは、主指導教員と当該担当教員の承認を得て研究科委員会に変更を願い出ることができる。

(成績評価)

第 9 条 成績の評価は、当該授業科目時間の 2/3 以上の出席者を対象に、試験の結果、受講態度等を総合的に勘案して行う。

- 2 前項の試験は、レポートその他の方法をもって代えることができる。
- 3 各科目の成績評価は 100 点満点で行い、60 点以上を合格とし、単位を認定する。
- 4 授業科目の成績は、S・A・B・C・D の評語をもって表し、S (90 点以上 100 点満点)、A (80 点以上 90 点未満)、B (70 点以上 80 点未満) 及び C (60 点以上 70 点未満) を合格とし、D (60 点未満) を不合格とする。

(課程の修了要件)

第 10 条 博士前期課程の修了要件は、当該課程に 2 年以上在籍し、以下の所定の授業科目を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。

なお、各履修コースにおける必要単位数は次のとおりとする。

- ・研究者コース 32 単位
- ・臨床看護教育者コース 36 単位
- ・高度実践看護師コース 38 単位

- 2 博士後期課程教育研究コースの修了要件は、当該課程に 3 年以上在籍し、所定の授業科目を 18 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。

(その他)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、研究科委員会の議を経て研究科長が別に定める。

(規程の改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(附則)

本規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。